

津市西部クリーンセンターボイラー・タービン主任技術者の取扱いに関する細則

平成 18 年 1 月 1 日

改正 平成 20 年 3 月 10 日

平成 21 年 2 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、津市西部クリーンセンターボイラー・タービン主任技術者の取扱いに関する要綱（平成 18 年津市訓第 68 号。以下「要綱」という。）第 14 条の規定に基づき、津市西部クリーンセンターボイラー・タービン主任技術者（以下「主任技術者」という。）の賃金等に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職等)

第 2 条 要綱第 5 条第 1 項の規定により任命された主任技術者がその任用の期間中において満 65 歳に達した場合における離職の日は、その任用期間の末日とする。

(賃金)

第 3 条 要綱第 6 条第 1 項の規定により定める主任技術者に対する賃金は、月額 1 万 5,090 円とする。

(賃金の支給日)

第 4 条 主任技術者に対する賃金の支給日は、毎月 10 日又は離職する日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は当該休日でない日を支給日とする。

(通勤に要する経費)

第 5 条 要綱第 7 条に規定する通勤に要する経費は、通勤距離が片道 2 キロメートル以上 4 キロメートル未満のときは 100 円に、片道 4 キロメートル以上 10 キロメートル未満のときは 200 円に、片道 10 キロメートル以上のときは 300 円に市長が別に定める期間において出勤した日数を乗じて得た額とする。

附 則

この要綱は、平成１８年１月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月１０日）

- 1 この細則は、平成２０年４月１日から施行する。
- 2 改正後の津市西部クリーンセンターボイラー・タービン主任技術者の取扱いに関する細則の規定は、この細則の施行の日以後の勤務に係る賃金及び通勤に要する経費について適用し、同日前の勤務に係る賃金及び通勤に要する経費については、なお従前の例による。

附 則（平成２１年２月２７日）

この細則は、平成２１年３月１日から施行する。